

ID: 26

担当部署: 教育委員会事務局学校教育部 打出教育文化センター

<p>処分の概要</p>	<p>使用料の徴収</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市立打出教育文化センター条例 第6条第1項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成2年条例第21号</p>		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第6条 会議室を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納めなければならない。 2 前項に定める使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。 3 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 29

担当部署: 教育委員会事務局学校教育部 打出教育文化センター

<p>処分の概要</p>	<p>目的外使用許可の取消し等</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市立打出教育文化センター条例 第8条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成2年条例第21号</p>		
<p>【根拠条文】 (目的外使用許可の取消し) 第8条 前条各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは退去を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>